

審査基準

平成13年6月6日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第5条第4項
処分の概要：許可証の再交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法令の定め： 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項（許可証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：14日。
申請先：申請書は、経由警察署の生活安全課（生活安全刑事課）に提出して下さい。
問い合わせ先：石川県警察本部生活安全企画課営業風俗係（076）262-1161 内線3043
備考：